



元循第337号
令和元年8月21日

公益社団法人京都府産業資源循環協会 会長様

京都府府民環境部循環型社会推進課長



京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部
改正等について（通知）

平素は、本府の環境行政について格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）の一部改正を行い、別添のとおり令和元年10月1日以降、許可申請等手数料を改定することとなりましたので、お知らせします。

また、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壤の汚染に係る環境基準の改正に伴い、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号）についても一部改正（有害物質の埋立基準に係る測定方法の変更等）を行いましたので、併せてお知らせします。

つきましては、本改正につきまして、貴団体会員様に周知いただきますようお願い申し上げます。

担当	循環型社会推進課 不法投棄等対策担当
電話	075-414-4228
FAX	075-414-4229

事業者の皆様へ

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）を一部改正し、申請手数料が改定されます。

改正規則の概要

1 施行日

令和元年 10 月 1 日

2 改正内容

項目	改定前	改定後
土地の埋立て等 許可申請手数料	58,000	59,160
変更許可申請手数料	34,000	34,680

※令和元年 10 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用されます。

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正し、埋立て基準の測定方法が一部変更されました。

改正規則の概要

1 施行日

令和元年 8 月 16 日

2 改正内容（詳細は、別添埋立基準表のとおり）

- ア 全シアンについて、公定法の検証が完了した新たな測定方法（自動分析）を追加
- イ ふっ素について、ハロゲンを含む場合の測定方法を変更
- ウ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「水質環境基準」という。）の改正に伴う引用部分の番号ずれ対応

埋立基準表

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考の11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロベン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオペンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考の1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、硝酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあっては、規格34.1.1c)に定める操作(規格34.1.1 c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び規格34の備考の1に定める操作を除く。)を行うものとする。)
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法